

<h1>静岡市報</h1>	No. 154
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

○静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

○静岡市立の高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例・・・・ 4

規 則

○静岡市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則・・・・・・・・・・・・ 5

○静岡市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・ 6

人事委員会規則

○静岡市職員の退職管理に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

上下水道局管理規程

○静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・ 17

上下水道局告示

○静岡市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定に関する告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

＜本号で登載された条例のあらまし＞

- ◇ 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成28年静岡市条例第1号）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、条例中の同法の条項を引用する規定の整理をするため、本条例を制定することとした。

- ◇ 静岡市立の高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例（平成28年静岡市条例第2号）

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、条例中の同法の条項を引用する規定の整理をするため、本条例を制定することとした。

条 例

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年2月8日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第1号

静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

静岡市立の高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年2月8日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第2号

静岡市立の高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例
静岡市立の高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例（平成15年静岡市条例第260号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

規 則

静岡市規則第1号

静岡市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

平成28年1月18日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

静岡市印鑑条例の一部を改正する条例（平成27年静岡市条例第120号）の施行期日は、平成28年1月18日とする。

静岡市規則第2号

静岡市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成28年2月8日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市農業集落排水処理施設条例施行規則（平成15年静岡市規則第195号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号並びに第4条第2項第2号ウ及び同項第3号中「こう配」を「勾配」に改める。

第9条を第10条とし、第8条第1項中「様式第9号」を「様式第10号」に改め、同条第2項中「様式第10号」を「様式第11号」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（使用料の額の通知）

第8条 市長は、条例第15条の規定により使用者から徴収すべき使用料を算定したときは、農業集落排水処理施設使用料納入通知書兼領収証書（様式第9号）により通知するものとする。
様式第1号、様式第3号、様式第5号、様式第7号及び様式第8号中「あて先」を「宛先」に改める。

様式第10号中「第8条関係」を「第9条関係」に、「第8条第2項」を「第9条第2項」に改め、同様式を様式第11号とする。

様式第9号中「第8条関係」を「第9条関係」に、「あて先」を「宛先」に、「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同様式を様式第10号とし、様式第8号の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後の静岡市農業集落排水処理施設条例施行規則様式第9号の規定は、この規則の施行の日以後の日を納期限とする使用料について適用する。

(静岡市会計規則の一部改正)

- 3 静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

様式第2号その2備考中「、老人ホームヘルパー派遣手数料及び農業集落排水施設使用料」を「及び老人ホームヘルパー派遣手数料」に改める。

(経過措置)

- 4 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市会計規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。
-

人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第1号

静岡市職員の退職管理に関する規則をここに制定する。

平成28年1月25日

静岡市人事委員会

委員長 青島伸雄

静岡市職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに静岡市職員の退職管理に関する条例（平成27年静岡市条例第113号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項に規定する離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項に規定する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人

をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第4条 法第38条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)のほか、次に掲げる法人とする。

- (1) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社
- (2) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社
- (3) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社
- (4) 沖縄振興開発金融公庫
- (5) 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人

(退職手当通算予定職員)

第5条 法第38条の2第3項に規定する特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に静岡市職員退職手当支給条例(平成15年静岡市条例第53号)の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第6条 法第38条の2第4項に規定する地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 静岡市職員の管理職手当に関する規則(平成15年静岡市規則第34号)別表第1に掲げる市理事、区長、統括監、会計管理者の職
- (2) 静岡市企業職員の管理職手当に関する規程(平成15年静岡市企業局管理規程第18号)別表第1に掲げる局長の職
- (3) 静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則(平成15年静岡市教育委員会規則第28号)別表第1に掲げる局長の職

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員に類する者)

第7条 法第38条の2第4項に規定する地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条に定める職(以下この条において「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員

に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第8条 法第38条の2第5項に規定する在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類するものとして人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第9条 法第38条の2第6項第1号に規定する地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第4条各号に掲げる法人が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第10条 法第38条の2第6項第2号に規定する人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第11条 法第38条の2第6項第6号に規定する人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受け取る契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手続）

第12条 法第38条の2第6項第6号の規定による任命権者の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、再就職者依頼等承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる事項を記載して任命権者に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日

- (3) 離職時の職
- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職前5年間（再就職者が法第38条の2第4項に規定する職（第14条各号に掲げる職を含む。）に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。）の在職状況及び職務内容
- (7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員の職及びその職務内容
- (8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象となる契約等事務（法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。）
- (9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容
- (10) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項
（再就職者による依頼等の届出の手續）

第13条 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下この条において「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、再就職者から依頼等を受けた場合の届出書（様式第2号）に、次に掲げる事項を記載して人事委員会に提出して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 職名
- (4) 依頼等をした再就職者の氏名
- (5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- (6) 依頼等が行われた日時
- (7) 依頼等の内容
（部長又は課長に相当する職）

第14条 法第38条の2第8項に規定する国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 静岡市職員の管理職手当に関する規則別表第1に掲げる職（市理事、局長、区長、統括監、会計管理者、参事、技監、担当課長、副室長、副所長、園長、看護師長、副参事、副技監、副署長、分署長及び高等学校事務長の職を除く。）

- (2) 静岡市企業職員の管理職手当に関する規程別表第1に掲げる職（局長、参事、担当課長及び副参事の職を除く。）
- (3) 静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則別表第1に掲げる職（副校長、教頭、担当課長及び参事の職を除く。）
- (4) 静岡市立の小学校及び中学校の校長の職
（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第15条 法第38条の2第8項に規定する国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第16条 法第60条第4号に規定する離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

（内部組織の長に準ずる職）

第17条 法第60条第5号に規定する地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第18条 法第60条第5号に規定する地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第19条 法第60条第6号に規定する在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第20条 法第60条第7号に規定する国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第14条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者)

第21条 法第60条第7号に規定する国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第15条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第22条 条例第3条に規定する管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職員が就いている職とする。

- (1) 静岡市職員の管理職手当に関する規則別表第1に掲げる職(参事、技監、担当課長、副室長、副所長、園長、看護師長、副参事、副技監、副署長、分署長及び高等学校事務長の職を除く。)
- (2) 静岡市企業職員の管理職手当に関する規程別表第1に掲げる職(参事、担当課長及び副参事の職を除く。)
- (3) 静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則別表第1に掲げる職(副校長、教頭、担当課長及び参事の職を除く。)
- (4) 静岡市立の小学校及び中学校の校長の職
(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第23条 条例第3条に規定する人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合
- (3) 前号に掲げる者のほか、市の職員として採用された場合

(任命権者への再就職の届出)

第24条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、再就職先届出書(様式第3号)により、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第3条に規定する人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名

- (2) 生年月日
- (3) 離職時の所属及び職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先における地位
- (8) 再就職先の業務内容

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

【様式は掲載省略】

上下水道局管理規程

静岡市上下水道局管理規程第1号

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成28年2月10日

静岡市公営企業管理者 大石清仁

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業及び下水道事業会計規程（平成15年静岡市企業局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「たな卸資産会計」を「棚卸資産会計」に、「実地たな卸」を「実地棚卸」に、「たな卸資産以外」を「棚卸資産以外」に改める。

第4条第1項第6号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 棚卸資産会計

第98条の見出し中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改め、同条中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸整理」を「棚卸整理」に改める。

第99条第3号中「いったん」を「一旦」に改める。

第4章第6節の節名を次のように改める。

第6節 実地棚卸

第125条の見出しを「(実地棚卸)」に改め、同条中「たな卸明細表」を「棚卸明細表」に改める。

第126条及び第127条中「実地たな卸」を「実地棚卸」に改める。

第128条の見出しを「(実地棚卸修正)」に改め、同条中「実地たな卸」を「実地棚卸」に、「たな卸明細表」を「棚卸明細表」に改める。

第128条の2（見出しを含む。）、第5章の章名及び第129条（見出しを含む。）中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

第135条第1項第2号中「いす」を「椅子」に改める。

第204条第1号中「実地たな卸」を「実地棚卸」に、「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

別表第1水道事業会計勘定科目表損益勘定（2）費用勘定の表中

			たな卸資産減 耗費	たな卸資産の損傷、滅 失等による除却損	を
--	--	--	--------------	------------------------	---

			棚卸資産減耗 費	棚卸資産の損傷、滅失 等による除却損	に
--	--	--	-------------	-----------------------	---

改め、同水道事業会計勘定科目表整理勘定支出の表中

			何々事業費	工事勘定整理科目で、 工事種目別ごとに(例 えば配水管布設費等) 経理し、増補改良事業 等継続的に拡張を行う 事業は、特に目を設け る。	を
--	--	--	-------	--	---

			何々費	工事勘定整理科目で、 工事種目別ごとに経理 する。	に、
--	--	--	-----	---------------------------------	----

		配水管布設 費 施設費	雑費		を
--	--	-------------------	----	--	---

「

			雑費	
--	--	--	----	--

 」に

改め、同表（注）中「施設費及び」を削り、「上記事業費」を「何々費」に、「。また」を「ものとし」に改め、「ものとする」を削る。

別表第1 下水道事業会計勘定科目表損益勘定（2）費用勘定の表中

「

			たな卸資産減 消費	
--	--	--	--------------	--

 」を

「

			棚卸資産減耗 費	
--	--	--	-------------	--

 」に

改め、同下水道事業会計勘定科目表整理勘定支出の表中

「

		何々費		工事勘定整理科目は、工事種目別ごとに経理する。
--	--	-----	--	-------------------------

 」を

「

		何々費		工事勘定整理科目で、工事種目別ごとに経理する。
--	--	-----	--	-------------------------

 」に

改める。

別表第3中

「

たな卸資産減 耗費	減耗しようとするとき。	減耗しようとする額	〃
--------------	-------------	-----------	---

を

」

「

棚卸資産減耗 費	減耗しようとするとき。	減耗しようとする額	〃
-------------	-------------	-----------	---

に

」

改める。

様式第34号及び様式第35号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

様式第47号中「たな卸明細表」を「棚卸明細表」に、「たな卸高」を「棚卸高」に改める。

様式第66号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

上下水道局告示

静岡市上下水道局告示第5号

静岡市水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定に関する告示（平成15年静岡市企業局告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成28年2月5日

静岡市公営企業管理者 大石清仁

表中「及び清水支店」及び「及び本店営業部」を削る。

附 則

この告示は、平成28年2月8日から施行する。
